それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不可とする。
・技術提案の実施に際して第三者協議が必要となる場合
・技術提案の実施に過度に費用がかかる場合
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は減点とする。
・技術提案が明らかに設計図書で定められている事項に反する場合、または設計図書で定められている事項と全く同じ内容を技術提案としている場合
※提出された技術提案について、発注者が以下に該当すると判断した場合は不適格とする。
・明らかに本工事を対象としていない提案を記載した場合
・提出された技術提案書が、他の入札参加希望者が提出した技術提案書と全く同一である場合

工事目的物の性能・機能に関する事項
①　品質管理⑴　既設構造物に対する支承取替の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。
②　品質管理⑵　塗替塗装の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。
社会的要請に関する事項
③　安全管理⑴　道路・河川上空での作業における材料・資材の飛散防止対策について、期待できる効果を含めて記述する。
④　安全管理⑵　高所作業時の現場従業者の墜落・転落災害に対する効果的な安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。
優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。
可　技術提案が適切であるが、「優・良」に該当しない。
不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。
減点（不採用）　明らかに設計図書で定められている事項に反する提案である。

⑷　評価点の付与方法
【判定方式】
評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可／不可（不採用）／減点（不採用）を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。
品質管理
①　品質管理⑴
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点
②　品質管理⑵
・技術評価点（30点）優30点・良15点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－7.5点
安全対策
③　安全管理⑴
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－５点
④　安全管理⑵
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点・不可（不採用）０点
・減点（不採用）－５点

評価提案項目ごとの評価については、各提案の平均値により評価する。
評価例）
Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が30（優）・15（良）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝45（点）／２（提案可能数）＝22.50点
Ｂ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の評価点が30（優）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点
Ｃ社の技術提案項目に対する提案（１提案）の各評価点が15（良）・－7.5（減点）の場合
当該技術提案項目に対する技術評価点＝7.5（点）／２（提案可能数）＝3.75点

⑸　落札者の決定方法　総合評価提案資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
αの値は「0.2」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
100―200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑹　上記⑸において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑺　総合評価提案の履行に関する事項　受注者の責により、入札時の提案内容を満足できない場合は、その程度により請負工事成績評定点を最大10点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
⑻　技術提案等の採否　技術提案等の採否については、競争参加資格確認結果の通知に併せて通知する。
⑼　技術提案にあたっての留意事項　技術提案の作成にあたっては、特記仕様書、設計図書等に記載の制約条件等を十分に確認のうえ作成すること。条件を満足していない提案については、不可又は減点とする。

４　入札手続等
⑴　担当部局　〒105―6011 東京都港区虎ノ門４－３－１城山トラストタワー11Ｆ
中日本高速道路株式会社　東京支社　総務企画部　契約チーム　電話03―5776―5600（代表）　ＦＡＸ03―5776―5260

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法
入札参加希望者には、入札説明書、入札公告の写し、契約書案、入札者に対する指示書、図面、仕様書、単価表及び割掛対象表（以下「設計図書等」という。）を交付する。なお、割掛対象表参考内訳書も同様とする。
①　交付期間　平成30年10月15日（月）から平成31年１月30日（水）まで。
②　交付場所　記４⑴に同じ。
③　交付方法　設計図書等はＣＤ－Ｒにより無料で交付する。なお、下記メールアドレスに申請することにより設計図書等（ＣＤ－Ｒ）を着払いにて郵送する。
メールアドレス：tokyo.cd@c-nexco.co.jp
④　郵送による交付方法　会社名、住所、代表者名、担当者名、連絡先（ＴＥＬ／ＦＡＸ／E-mail）を記入し、上記メールアドレスに申請すること。
※件名は「図書交付希望（東名高速道路（特定更新等）佐久米高架橋鋼橋補修工事）」とすること。
⑶　申請書等の提出期間、場所及び方法等
入札参加希望者は、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第21条の４に規定する総合評定通知書の写し（最新のものであって、告示（平成６年建設省告示第1461号）をいう。第１号第１号の２に規定する審査基準日が、入札日の１年７月前の日以後のものに限る）、技術資料、技術評価資料、総合評価提案資料及び競争参加資格確認申請書、参加希望者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。なお、技術資料、技術評価資料及び総合評価提案資料は、入札説明書に基づき作成するものとする。
①　提出期間　平成30年10月15日（月）から平成30年11月14日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで。
②　提出方法　電子入札システムにより提出すること。ただし、電子データの容量が合計２ＭＢを超える場合又は契約責任者に届出を行った場合は、記４⑶①の期間に、記４⑴に郵送すること（書留郵便に限る）